

第五十五回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第二十四号

昭和四十二年七月六日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 多賀谷貞稔君

理事

神田 博君

西岡 武夫君

八木 昇君

木野 晴夫君

菅波 茂君

野田 武夫君

井手 以誠君

細谷 治嘉君

田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

厚生政務次官 田川 誠二君

厚生省年金局長 伊部 英男君

社会保険庁年金 網野 智君

保険部長

通商産業省石炭 井上 亮君

局長

通商産業省鉱山 中川理一郎君

保安局長

委員

木野晴夫君、古屋亨君及び渡辺惣蔵君

委員

倉成正君、中村寅太郎君及び木原津與志君

委員

任につき、その補欠として中村寅太郎君、倉成正君

及び木原津與志君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同日

本日の会議に付した案件

石炭鉱業年金基金法案(内閣提出第一四〇号)

石炭鉱業年金基金法案の推進に関する件

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業年金基金法案を議題とし、

質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

八木昇君。

○八木(昇)委員 石炭鉱業年金基金法案につい

て、若干の質問をいたしたいと思います。

最初に、この法案そのものについて数点だし

たいと思うのでございます。なお、きょうは、私

どもの主張をいろいろ申し上げつつ質問をするこ

うよりは、むしろ純然たる質問で、いろいろと

話は間接的に聞いてはおりますけれども、政府の

態度を明快に正規の委員会でも表明しておいてもら

いたい、こういう趣旨で質問をいたしたいと思

います。よろしく願います。

まず、この法案の第九条について伺いをいた

したいと思います。第九条の二項でござい

ます。役員は、政令の定めるところにより、会員のうち

から選任する。ただし、特別の事情があるときは、

会員以外の者から選任することを妨げない。この

いうふうになつておるのであります。この石炭鉱

業年金基金法は、申すまでもなく、炭鉱に働く労

働者が特に労働の性質上たいへん苦しい仕事であ

るし、また石炭鉱業そのものが不景気でありま

す。非常に労働力確保が困難になつておる

ために、非常に事情を解消する手段の一つとして

そういう法律が必要だということになつておる

のだと思うのですが、そういう趣旨からい

るならば、やはりこの基金に労働者代表的な人、

労働者の実情というものを働く者の立場からよく

知悉している人、こういう人が役員として何名か

の中に入られることが望ましいのじゃない

か、こういうふうに考えるのです。そういうお考

えを政府としてはお持ちにならないかどうか。

特にこの二項の「特別の事情があるときは、会員

以外の者から選任することを妨げない」と書いて

あるのはどういう意味であるか、これらを御説明

願いたいのであります。

○伊部政府委員 通例、かような特殊法人ないし

これに準ずる機関をつくり出す場合に、こうい

ただし書きはよく見られますわけでありま

す。この場合におきましては、基金の理事は会

員の中から自主的に選任することがたてまえて

ございますが、特別の事情により会員以外の者から

選任する場合といたしまして、この基金の事業が

年金という専門的技術的なものであることにかん

がみまして、年金管理その他年金事業の業務運営

等に学識経験を有する者で、通常会員の中から選

任することが困難である、かつこういふ方々を

選任したいといったような場合に、このた

たき活用されることにならうかと思つてござい

ます。

なお、ただいま先生御指摘のように、この基金

は労働者の老後の生活を厚生年金の上積みとして

のプラスアルファを支給しようというところ

でございます。労働者の方々の関心の深いことは

当然でございますが、この制度のたてまえといた

しまして、これは石炭鉱業審議会の答申以来、石炭

事業主が合同して行なう年金制度である、合同企

業年金制度である、そして全額事業主が負担をす

るといったことから、この理事の中に実は先生の

御指摘のようなことは予定はされてないと思

われるのでございますが、ただこの制度を実際に

構成するにあたりましては、御承知のとおり有澤

先生を長とする石炭小委員会が、労使双方の意見

を十分に煮詰めて、この資料にもござい

ます。考え方というものをまとめ上げて、この法案

成立後はそれを骨子として構成してまいらうと考

えておる次第でありまして、また、この法案自体

の中におきましても、その運営審議会というもの

を設けて、この運営審議会が、ちようどの法

律案をつくる過程におきまして有澤小委員会が果

たしたような役割りを果たしていく。事業主側の

意見も十分聞き、あるいは労働者側の意見も十分

に聞いた上で、ここで公益委員が一つの取りまと

めをしていく、あるいは詰めていくというこ

を考へておるのでございまして、そういう形にお

きまして労働者の御意向が反映するような努力な

り仕組みをくふうしてまいりたいというふうに考

えておる次第でござい

ます。

○八木(昇)委員 ただいまの御答弁についてさら

に確かめたいと思つたのですが、できる限り労働側

の意思が反映できるような、具体的な人事にあ

たつてはそういう配慮というふうなものをした

いというふうな意味に受け取っていいわけでは

うか。

○伊部政府委員 この人事は、もちろん基金その

ものが理事その他運営審議会を選任するわけ

でございますけれども、特に運営審議会につきま

しては、われわれのほうとしても十分基金の御相談に

乗りました。ただいま御指摘のように双方の事情

がよくわかつてかつ公正な方々、たとえば今度の

有澤小委員会のメンバーであられた方々とい

つたようなことを念頭に置いて考へておる次第で

ござい

ます。

○八木(昇)委員 そこで、もつと具体的に、理事

の選任の場合と運営審議会の委員の選任の場合を

分けまして、理事の選任の場合には、ただいまの

御答弁では、基金自身が理事を選ぶことではある

けれども、しかし双方の事情がある程度わかる、

そういういわば公益的な立場の学識経験者みたいな人を入れるということをお考えになつておられるのか。それからまた、そのみならず、いわゆる労働者代表といえないまでも、そういった労働者代表的な学識経験者、そういった方々を何名か理事の中に加えるように、基金側と相談をしてそういった行政指導をやるおつもりがあるのか、そこら辺をもう少し具体的に言つてくれませんか。

○伊部政府委員 理事は御指摘のとおり基金が自主的に選任をするわけでございますが、このただし書きにございます「特別の事情」といいますのは、やはり年金という専門的技術的なものであることにかんがみまして、会員の中からそういう方々を選ぶことが困難である、しかもそういう方々が必要であるといったような場合を想定しておるわけでございまして、これもやはり基金が自主的に選定をしていく問題ということにならうかと思つてございまして。

先ほど、厚生省としても基金と十分相談をしたと申し上げたのは、審議会の委員の人選でございまして、これも法律上は理事長が委嘱するということになつておるのでございましてけれども、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の中から理事長が委嘱するということになつておりますので、労働側の事情も詳しく、あるいはお気持ちもわかるといったような公正な方々を選ばれるように期待をしたいと考えておるものでございまして。たとえば今回の有澤小委員会の御審議の過程におきまして、労働側の意見も、相当いろいろな機会に御意見を尽くして審議した案に最後の考え方がなつておるわけでございまして、そういった方々をこの審議会の委員に考えたい、そういうふうな基金とも相談していきたいというぐあいに考えておる次第でございまして。

○八木(昇)委員 理事の場合も、いわゆる専門家というのを入れられるということは、もう当然のことかと思うのですけれども、しかしそのほかに理事の中にもやはり労働者の声を反映できるように

な人をぜひ加えてもらいたいとわれわれは強く希望しておるのでございます。これにつきましてもはわれわれのそういった意見をきよりのところは述べるとどめておきますが、少なくとも運営審議会につきましても、いわゆる公益委員的な人々、すなわち、たとえば有澤小委員会のメンバーのような人々、それだけではなくて、やはり労働者代表と言へるような人々をこれはぜひ加えてもらいたい。そのことは決しておかしくないと思つております。たとえば労働者災害補償保険法によるところの審議会、仕事についてはいろいろ性質は違ひますが、労働保険なども経費の負担は全額事業主負担でございまして、この審議会には労働者代表が入つておるわけですね。ですからそういった点を考えますと、この基金が今後ほんとうに円滑に運営されていくためには、労働者代表を加えておいたほうが、ごく客観的に見てよりよい、こういうふうな考え方がございまして、そういうことももしなされていなくて、事ごとくにこの基金の問題に関しては経営者団体と炭鉱の労働者団体との直接団体交渉事項のような形になつてきて、そうしてその場で事ごとに問題点が争われる、場合によつてはストライキ騒ぎになるというよりなことにもなりかねない、こういうふうな私どもとしては考えるわけなんです。そういう点について御答弁いただきたいと思つております。

○伊部政府委員 ただいま先生御指摘のように、この問題が新たな労働紛争の対象になるようなことをなくするということはまことにごもっともな点でございまして、そういう意味合いにおきまして労働側の御意見、あるいは事業主側の御意見といふものを十分審議会が受けとめて、これを審議していただく、そしてまた御指摘のように、広義の労働条件の一つでございまして、労使間のいろいろな交渉の議題の一つには、この問題はなり得ると思つてございまして、その過程におきまして、審議会が十分そういった中立的な公正な取り扱ひができるようにということをお願いしておるのでございまして。その具体的な方法として、ただ

いま先生からいろいろのサゼスチョンがあったわけでございますが、そういった点は基金成立後におきましても、国会における御議論はもちろん私どももいたしまして基金のほうにも十分お伝えをいたすつもりでございまして、基本的には御指摘のとおり労働者の意見が十分反映をして、円滑にこの制度が進んでいくということを念頭に置いて運用してまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○八木(昇)委員 ただいまの局長の答弁では、国会においてそういう強い意思があったということについては、基金の当事者の側にも伝達して努力はしてみようというふうな意味の御答弁でございまして、これは政務次官にお答えいただきたいと思つたのですが、先ほど私が申し上げたような形にすることが、実際問題として非常にいいんじやないか。それによつて障害が考えられるという点はないかと私は思つたのですが、十名の委員の中に、たとえば使用者側代表的な者、公益代表的な者それから労働者側代表的な者というものが三分の一ずつというふうな形にでもすると、その会議が常にうまくいかぬということがあるかもしれません、しかしそこまでは入れなくて、十人のうち二名くらいは労働者の意向を代弁するような人がおるといふくらいであれば、障害面は一つもないと思つたのですが、そういった点、政務次官としてどういふふうにお考えでしょうか、ぜひ努力をしてもらいたいと思つております。

○田川政府委員 八木委員がおっしゃつたようなお考え方も一部にはあるようでございまして、一つの御意見だと思つております。しかしこの基金制度をつくらうとするまでに至りましたいろいろな経緯その他を考えると、いままで局長が答弁いたしましたように、むしろ運営審議会に公正な人を入れて、そうしてその審議会を通じて労働者側の意見を反映させるというほうが、むしろ今後円滑にいくのではないかとはいふに私は考えるわけでございまして、決して八木委員の御意見が違つたということではございません。確かにそのような意見

見も一つございまして、そういう考え方がございませうけれども、この基金制度の特殊性を考えますと、むしろ私どもが考えておりますような方式をやつていったほうが円滑に、スムーズにいくのではないかとはいふに私は考えております。

○八木(昇)委員 たとえば有澤小委員会ですね。年金問題小委員会のメンバーの方の顔ぶれを見ますと、これは学者もおられますけれども、特定の企業の社長もしくは総裁というふうな人ですね。だからといってその御意見が公正を欠くというふうには思ひません。過去のこの方々の実績を認めるにやぶさかではありません。しかしこの基金制度そのものは、今後ずっと半永久的に続いていくわけですから、そういった点を考えますと、これはやはり少数の率直に労働者の意向を反映できる人に加えておいたほうが、むしろ労働者の欲求不満を呼ばないのではないかと、こういうふうな考え方をしております。そういう意味で、先ほどの局長の答弁より政務次官の答弁のほうが少しあとずさりしてゐると思つたのですが、もう一度御答弁願ひいたします。

○田川政府委員 ちよつと表現がきつつかつたかもしれませんが、いずれにいたしましても労働者側の御協力を得なければならぬ運営もうまくいきませんし、八木委員のおっしゃつたような御意向を十分に反映して、そして一方に片寄らず、労働者の意見も十分に反映できるように私も努力をしてまいりたいと思つております。

○八木(昇)委員 この点はその程度にいたしておきます。

法案の第十六条の2でございまして、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金給付の支給に關する必要事項は、この法律事項としないうで、すべてこの基金の定款で定めるといふふうにした理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

厚生年金やその他こういった年金的な制度は、通常掛け金はどつちいふふうにする、給付はどういふふうにするということとは全部法律にうたつてございまして、国会の審議を通じてこれが決定され、また改正もされる、こういうことになつておるわ

けです。この年金の性格からいって、掛け金は事業主に負担させておりましたが、これは一種の社会保障制度というふうに考えられるわけで、そういう公正な審議を通じて、具体的な給付条件、その他が定まる。それがためには、国会の審議の対象にするということが当然だと私は考えておりますけれども、なぜかというふうにされたのか。

○伊部政府委員 一般の年金制度につきましては、ただいま八木先生御指摘のように、給付を法律で定め、あるいは保険料率あるいは額を法律で定め、おることはお説のとおりでございます。

ただ、一昨年の国会で御審議をいただき、成立をいたしました厚生年金保険法によりまして、国として所掌する一つのレベルのほかに、事業主が事業主で厚生年金基金というものを別個につくり得る。その場合の厚生年金基金は、給付の内容を自由にその基金の規約をもって定めるといふ制度が設けられたのでございます。

そこで、この石炭年金の問題ができましたときに、一つの考え方といたしまして、坑内夫あるいは石炭関係だけを全くとら別個の制度としてつくるという考え方一つあり得るわけでありますが、この点は提案理由の中にもございまして、坑内夫が厚生年金の中で非常に優遇を受けておる。つまり相当部分を他産業の負担において現在の給付が行なわれておるといふ実態でございまして、これは得策ではないということになるのでございまして。さらに、一つの考え方ではあります。厚生年金基金をそれでは石炭でつくってはどうか、現に相当程度の規模の厚生年金基金ができておりますし、また、相当の事業主が合同して行なっておる基金もできておるのでございまして、そういう例に従ってはどうかというものが、実は最も基本的な考え方であつたのでございまして。しかしながら、この点をもう少し詰めてみますと、厚生年金基金制度をつくり出す場合には、政府が保証いたします報酬比例部分のほかにプラスアルファ、この報酬比例とプラスアルファを

もって構成されておるのでございますが、石炭の場合に、厚生年金基金をつくらうといたしますと、報酬比例部分を財政上は厚年の外へ持ち出す必要がある。そうしますと、先ほど基本論として申し上げたのと同じ問題が出てくるのでございまして、やはりそれは得策ではない。したがって、石炭だけの特例といたしまして、従前の厚生年金においての優遇措置は引き続き厚生年金に置いておいて、他産業並みのプラスアルファ分、これを合同基金といったような形で制度を別個に考えようというところに落ち着いたのでございまして。これがこの石炭鉱業年金基金の基本的な考え方でございます。その意味におきまして、他産業の基金と司議給付のレベルその他は、基金が自主性を持って定款をもって定めることが適当であるという考え方をとった次第でございまして。

○八木(昇)委員 厚生年金の改正によりまして、いわゆる企業年金ですね、これをやることでございまして、このことになったというところは私も承知をしておりますが、しかし、その場合は、労働者がそういう企業年金をつくることに賛成をして、そうしてその企業年金のいろいろな条件について労使の意見が一致をして初めてそれが行なわれるわけです。そうしてその後のいろいろな運営上の事柄等々についても労使できめていくわけではございまして、けれども、しかし、この企業年金の場合は、労働者の意思反映の制度が、先ほど来私が申し上げておるように、確立をしていないわけですね。だとするならば、やはり何らかの權威ある機関において給付の条件とか、その他の事柄を決定するようにしておきませんことには、まるまる掛け金の負担は事業主だということでは、まるまる掛け金の負担は事業主だということでは、この内容はよくよくことには本質的に消極的であるというこれは性質を持っておるわけではございまして、そこで一切すべてを法律事項からははずすというあり方は私は適正でない、これはごく客観的に考えて、そう言えると思ふのです。そこで私の先ほど来の質問との関連に

ですが、何か御意見ございしますか。

○伊部政府委員 この十六条の二項におきまして、法律上年金額、受給資格期間、開始年齢等、すべて定款にゆだねておるのでございしますが、ただ、これを実際に動かしていく場合におきまして、はたしてどういふ内容になるのであるかというところにつきましては、労働側の御関心が強いのももとより当然でございまして、そういうことからこの法案を提出する過程におきまして、先ほど来申し上げました年金問題小委員会におきまして、労働側の意見あるいは議論も十分徴しまして、この制度の実施的な資格を本年五月に石炭年金制度の実施に関する考え方ということで示しておられるのでございまして。したがって、この基金の定款の認可等にあたりましては、この考え方を中心に、これに沿うように指導してまいりたいという考え方をとっておるのでございまして。

厚生年金基金の場合におきましては、御指摘のとおり労働組合の同意等の条件が法律上も設けられておるのでございしますが、実質的にはこれに近い手続を実は経てきておるとわれわれとしては考えておるのでございまして。今後とも、その点につきましては労使関係が円滑にまいりますように、先ほど政務次官からも御答弁があった点でございまして。またこの基本的な石炭鉱業審議会の答申におきまして、石炭企業の実業主が共同して行なう老齢年金制度ということになっておりまして、やはりたてまえとして労使間の円滑なる取りまとめを期待しつつ、やはりこの基金に自主性を尊重していくという考え方であるべきであるというぐあいに考えておるものでございまして。

○八木(昇)委員 当面、発足する際には何とか形はできると思ふのですけれども、しかしいま政府でお考えになっておるところでは、これから五年間お引き続いて炭鉱に勤務をした人が、過去においても十五年炭鉱に勤務をしたおったという人の場合、月額二千五百円の年金を支給するということらしゅうございしますが、それはいずれ、物価もやはり将来とも、程度の差こそあれ、上昇を続

けます。それから国民一般の生活水準も上がっていくわけではございますから、この年金支給額もいずれは改正をしなければならぬ、増額をしなければならぬ。それに伴ってやはり掛け金もある程度ふやさなければならぬという事態が当然予想されるわけではございますが、そういう際には、これは基金側は容易に応じようとしないうことは、この人たちの立つておる立場からいまして、もう当然ですね。全額自分のところから出さなければならぬ。そういうことから、社会的に客観情勢が相当給付額や掛け金についても引き上げなければならぬという情勢にきておるのに、なかなか抵抗してすなおにうんとは言わぬという事情はもう当然予想されます。そういうことを予想して、ほかの社会保険の制度では、そういうた掛け金の問題とか給付額の問題とかは法律事項として国会がこれを決定する、こうしておるわけなんです。ところがこの基金の場合にはすべて定款で定める、こういうことになっておりますが、政府の行政指導にも限界があるし、きめ手がないわけでしょう。私は、これは非常な手落ちだと言わざるを得ないのですがね。少なくとも主要な幾つかの事項については法律事項にしてみらなければならぬ、こう思ふのですがね。どういふ自信と確信を持ってやられるつもりですか。

○伊部政府委員 御指摘のとおり、厚生年金保険法そのものは国として一つのレベルの保証をいたしておる制度でございまして、保険料、保険給付を国会の御審議をいただいで法定をいたしておるのでございまして。この制度は、厚生年金基金の一つの変形と先ほど申し上げたのでございまして、一つのこと、そういう趣旨におきまして、一つの合同企業年金といった性格を持っておると思ふのでございまして。国がつくり出す公的年金でありまして、国がつくる、法律によつてできる公的年金という性格と同時に、実態的には労働企業年金という性格を持っておると思ふのでございまして、今後の推移におきましては五年ごとの再計算という規定を設けてございしますが、今後の物価の上昇あ

るいは生活水準の向上、あるいは石炭産業の今後の改善といったような要素がおのずから反映をして、適切な結論がそれぞれの時期において出ていくもの、かつ、そのようにできるように指導してまいりたい、かように考えておるのでございます。

○八木(昇)委員 私はいま石炭企業がほんとうに氣息えんえんの状態にあるだけに、通常の企業における事業主の態度よりは数倍壁が厚い、こういふふうに思いますが、局長のたぐいもおっしゃられるような御意見には、これは賛成いたしかねます。そうは必ずしも思いませんけれども、きょうは一応問題をずつと指摘する意味で質問しておりますから次の事項に移ります。

坑外員の問題でございます。この法案によりまして、会員の二分の一以上が希望した場合には、もう全部の会員に強制適用するというような形になっておるようですね。どうせそうするのなら、もう初めから強制適用にしたほうがよろしく、私は思いますが、それはともかくといたしまして、大企業の場合には坑外員適用について諸般の事情から反対しないと思えますけれども、しかし、三井鉱山だつて一票しかないわけですね。企業の数からいいますと、中小炭鉱が圧倒的に多いのでございますから、この二分の一以上の希望を取りつけることについて明確な見通しを持っておられるかどうか。このことが一点それを具体的に御回答願いたいと思ひます。

それと第二の点は、企業主の二分の一以上が坑外員にも適用することを希望して一応発足をしたとしまして、将来掛け金の値上げとかその他といふような問題が出てくる場合に、自分のほうの会社はこの坑外員適用の問題についてはもうこの辺で御辞退申し上げるというところがある、過半数から出てきた、またセステア的な意味からもうそういった態度を示すことによって抵抗するといふようなことが考えられるわけですね。もし、坑外員適用がスタートをいたしましたとしても、十年か

十五年か先に事業主の過半数がもう脱退という意向を表明した場合は、これはつぶれるわけでしょう。それはどういふことになるのか。その辺も御答弁いただきたいと思ひます。

○伊部政府委員 坑外員に関する問題でございますが、実は昨年七月二十五日の石炭鉱業審議会の答申及び閣議決定におきまして、この年金制度は、炭鉱労働者のうち坑内員に対しては地下労働という特殊な作業に従事しておることにかんがみ、厚生年金の優遇措置のほか、石炭鉱業における坑内員の雇用の安定と労働力の確保をはかることの緊急性にかんがみまして、かような石炭企業事業主が共同して行なう老齢年金制度をつくるべきであるといふことであつたのでございまして、坑外員につきましては坑内員の場合とは異なりまして、厚生年金基金をつくり得る可能性があるのでございまして、しかしながら、坑内員につきましては厚生年金基金といつたようなことを考えますと、非常に事務的にも煩雑であるのではないかと、したがつて、この機会に坑外員についてもこの石炭鉱業年金基金がやれるような仕組みを考えてほしいといふことが、労使双方、特に労働者の側からの強い御希望でございまして、この点は有沢委員長会におきまして十分御審議をいただきました結果、この考え方にもございまして、坑内員とは条件が相違をいたしておりますけれども、坑外員につきましては便宜基金があわせて行なうことができるというたよりなくふやをせよという御建議、御意見をいただいたのでございまして、そういう趣旨で事業主の二分の一以上の希望といふことを条件といたしたのでございまして。

なお、この法案を提出する過程におきまして関係省とも十分協議をいたしまして、この事業主の二分の一以上という点につきましては、石炭関係の事業主、いろいろな団体があるわけでもございまして、十分御了承をいただいておりますのでございまして、この点で発足することは確信を保持しておりますのでございまして。

なお、将来この制度を、坑外員をやめるということとは可能かという御質問でございますが、法律上の問題といたしましては、これは可能でございまして。しかしながら、いわば基本問題についての改正でございまして、その決定は単純過半数ではなく三分の二程度を必要とするように政令で定めるべきであると考えますし、またこの基金の定款は厚生大臣の認可がなければ効力を発生いたさないでございまして、こういう長期的な制度が一つたび発足をいたしました以上、これが永続いたしますように、厚生省としてもあるいは関係省とも努力をいたしまして、そういう線に持つていきたいと考えますし、また万一の場合におきましては、既得権が損傷することのないよう、定款の改正等につきましては、認可の面において十分チェックしたい。最悪の場合におきましてもさうに考えておる次第でございまして。

○八木(昇)委員 将来においてこの制度が廃止のうき目にあるといふようなことについては、それはなかなかないと思ひますけれども、しかしながらやはりその負担にたえられないなどというやうなことをいろいろ申しまして、その内容が改善されるというやうなことを等々はいろいろ予想されますので、やはりこういう制度では非常に不安定だと私も考えますけれども、一応ただいまの答弁を承つておきまして、その点は責任を持つてやつていただきたいと思ひます。

次は第二十一条の三項であります。掛け金の額は少なくとも五年ごとに再計算されねばならぬ、こういうことになっておりますが、このこととの関連において、給付の額等についても少なくとも五年ごとに検討される、そういうふうにしていくのでしうか。といひますのは、当然物価が上がりまして、社会一般の生活水準もこれは無限大に向上していくわけでもございまして、当然この給付額も少なくとも五年ごと、また必ずしも年数刻みではなくて、物価が一定程度以上に上昇した場合等は当然検討されなければならない。ほかのこれと類似の制度のもとにおいては、そう

いったことがある程度保障されておるわけでございますが、その点いかがでしう。

○伊部政府委員 掛け金の額は、御承知のとおり、五年ごとに将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように再計算をすることにこの第二十一条の三項において規定がされておるのでございます。従来の国民年金あるいは厚生年金等におきましては、五年ごとの再計算の機会におきまして、この第二十一条第三項自体からはさうなことは出てまいらないと思ひますが、さういふ給付のレビューといふことにつきましても、もちろん五年ごとに検討をいたしたいと考えます。いずれにいたしましても、この制度は本質的にやはり事業主による合同企業年金的性格を保持しておりますので、この点は国がレベルを保障しておる国民年金あるいは厚生年金の云々部分とはその意味合いを若干異にしておるという点は、御了承を願ひたいと思ひます。

なお、この年金は、将来労働者にとつての老後を保障するわけでございます。したがつて、労働者の利益になることは予想されるわけでありまして、けれども、しからば、事業主にとつてそれが即すべてマイナスであるかといふことは言えないのではないかと。つまり、この制度が発足いたしますその動機といたしまして、労働力の安定的確保といふことが掲げられておるのでございまして、労働力の安定的確保といふことにこの制度が寄与し、あるいは働いておられる方々の労働意欲、生産意欲に良好な影響を与えられることが、この制度発足後漸次明らかになってくるのではなからうかといふことをわれわれとしても希望いたしたいと思ひます。やがてありますが、さういふ点を考えますと、やはりこれが当然事業主にとってはマイナスであるといふことにはならないのではないかと。というのは、現に厚生年金の一般的な制度におきましても、各企業がそれぞれ相当熱心に厚生年金の上積みとしての企業年金、厚生年金基金制度あるいは税制適格年金あるいは企業年金を実施し、あ

るいは研究をしておる段階でございますので、そういう点は今後の年金制度の円滑な推進とともに、おのずから問題が解決されていくというぐあいに考えておるものでございます。

○八木(昇)委員 おそらく基金の側からみずから積極的に、この際給付額も若干上げましようというふうな動きはなかなか出てこないわけですね。どうしてもやはり政府が相当積極的なサセションをしないとならない、こう思いますので、その点はひとつ相当厳格にやっていたいただきたい。しかしその場合にも、この制度では少し迫力を欠くと思うのです。というのは、政府はこの基金に対してほとんど見るべき援助はしていないので、そして掛け金も上げない、給付金も上げない、ということを取れば、ただけでは、何らの裏づけなくして言いますが、彼らはいろいろな企業の事情を釈明して、そう簡単にいかないと思います。ですからやはり政府側のほうからごく客観的に公正な限度の引き上げというものを相当積極的にやってもらわなければ、制度はあつても実質が死ぬ、こういうことになりかねないと思います。その点は強く要望いたしておきたいと思ひます。

それから次に、この基金の資金の運用の問題であります。これは具体的にはどういうふうな運用されるおつもりか。たとえば厚生年金の場合には、資金運用部のほうに預託をしておられるということになる、利息は五分五厘だ。しかしいまの企業年金なんかの場合には、多く信託あたりに預けておる。こうなりますと七分以上というふうな利息になってくる。そういう点、どのようにお考えになっておるか。

それから、今後積み立て金が年々相当ふえていくわけでございます。そのいまの預託をどういう方面にどうするかという問題のほかに、何か石炭に役立つような方向においてこの資金を活用されるというふうなおつもりがあらうか、そういう点を伺いたい。

○伊部政府委員 厚生年金及び国民年金の本体部

分が預金部資金に預託されておることは御承知のとおりでございます。現行法でまいると、厚生年金基金は保険信託の契約によりまして保険信託に金が預託されることになっておるのでございますが、この石炭基金は、石炭のこの基金が自主的に運用するというたてまえでございます。しかしながら、今後その運用の方法につきまして、政府部内において検討をいたすつもりでございますが、おおむね現在の各種共済組合に準じてその運用を考えてまいらねばいかうかとお考えおるのでございます。なお、石炭に役立つようなふうな運用をする可能性はないかということでございますが、それは今後の運用のしかたとしていろいろくふうの余地はあると思ひます。特に、たとえば政府保証債等の引き受けといったような形になりますれば、それがすなわち石炭に回るといったようなことになりまして、あるいは不動産の所有等の形におきましてもまたいろいろなくふりの余地があるかと思ひますので、そういう点は関係政府部内におきまして十分検討、努力をしていきたい、こう思つております。

○八木(昇)委員 附則第二条の二項に関連して伺ひますが、この法案によりまして、法律施行の日から五ヵ月以内に基金が発足するということになつておるわけですね。そこで、この年金の対象となる労働者は、特に過去通算を受け得る労働者は、この基金が発足したその時点で既に炭鉱に働いておる人、こういうことになるわけでしょう。もしそうだとするならばあつて問題がございします。その点お答えいただきたい。

○伊部政府委員 資格要件につきましては、基金が定款で定めることになるのでございまして、通常の場合でまいると、過去期間の見方は、経過措置の問題でございまして、原則的には基金の設立時点、ある法律、制度が発足し施行される時点において考えるのが通例でございします。ただ、御質問の趣旨は、制度実施後、従前石炭鉱業に雇用されておった方が、一時他の仕事に従事されておったけれども、いろいろな事情でもう

一べん石炭に帰つていきたいといったような場合にとりかへるかという御質問だと思ひますのでございしますが、原則は先ほど申し上げたとおりでございしますけれども、それを基金の設立日、その当該十月一日から十月一日午前零時現在というぐあいに考えるのも少し不都合が生ずるのじやなからうか。したがって、これにつきましてはやはり少し時間幅を持たせたほうが適當なのじやなからうか。まあ五年後、十年後にきたときに、ここから見えてくると言われましても、なかなかむずかしい問題があるかと思ひますが、午前零時フラットにいかないとだめだというのもし問題があるのじやないか。この点は経過措置の問題といたしまして、定款の作成に当たつて基金と十分相談をしてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○八木(昇)委員 非常に適切な答弁だと思ひますが、そういうふうな相當幅を持たして実情に合うような措置をしてもらいたい、こう私は思ひます。その場合に基準を、この基金が発足のときに基準を置くか、この法そのものが施行されたときに基準を置くかによつてもまた違つてまいりますね。たとえばこの法が参議院でも可決されて成立をした、それから以後基金が発足するまでの間に、現に山が相当つづれておるわけですね。北海道あたりでは七つも八つも現につづれつづありま

す。九州あたりでもまさにつづれんとするところも現に存在しております。そうしますと、これがたとへば来月つづれた、こうしますね。そしてそれから失業保険金をもらつてできれば炭鉱以外

のところに就職したいと思つたけれども、とうとうない。だからこれから八ヵ月後にまたどこかの炭鉱に就職したというふうな人の場合も出てきま

すね。そうしますと、この法が施行されるときは炭鉱に籍者だったわけですね。ところがいまのよ

うな事情の人は基金が発足の時点で炭鉱労働者ではない。基金が発足の二、三ヵ月後にまた炭鉱へ来た。その人は過去においては相當長期炭鉱につ

とめておった人である、こういうケースも出てくるわけですね。でございしますから、どこかに基準を置く、その基準はやはりできれば法施行の日に基準を置いて、しかもそれについてさらに相當幅を持たせて、その施行の日からさらに二年なら二年以内くらいにまた炭鉱に就職した人については過去通算するというふうな考えをもらいたい、こういうふうな思つておるのです。

○伊部政府委員 時間の幅を持たせると申し上げたのでございしますが、時間の幅と申し上げました以上、別に一時間とか二時間ということを考えておるわけではもちろんございしませんので、実情に即するような結論を基金とともに相談して出してまいりたいと思ひますが、ただいま先生御指摘のような考え方も、非常に適切な考え方の一つの例ではなからうかと思ひますので、十分検討させていただきます。

○八木(昇)委員 次に、基金の定款は、設立總會の議を経て、厚生大臣の認可を受ける、こういうふうになつておるわけでございます。ところが先ほど来質疑をいたしましたように、定款の中身が具体的にどう定まるかということが、実は今度の鉱業年金の生命なんです。そこで、一体この厚生大臣の態度として、ほんとうは大臣に質問すべきでございますけれども、有澤小委員会が答申をした内容そのすべてについて、われわれは賛成しておるわけではございません。たとえば有澤小委員会が答申をした内容にうたわれておるような項目、いわゆる主要な柱といふべきものについては、厚生省当局としては、あくまでもこれは政府の考え方を通すという強い意思であるのか、それともこの法のたてまえ上、それは話し合ひをする、そして基金の設立準備委員会という話し合ひをして、そしてそこで妥協もあり得る、こういうふうなお考え方なのか。私はその後者のような考え方であるならば、少なくとも基金の発足にあつてはそれはいかぬと私は思つておるので

すが、その辺のき然たる態度をお示し願ひたい。

○伊部政府委員 大臣、政務次官、他の委員会へ御出席で申しわけございませんが、この点については、ただいま八木委員御指摘のとおり、有澤小

委員会の考え方の基本線は定款の中へ貫くという基本姿勢でございます。この点は、次の条項にもございまして、この認可は通産産業大臣に協議をいたすことになるわけでございしますが、この点は政府部内としての一致した考え方でございします。

○八木(昇)委員 その点はひとつつきりとやっていた方がいいと思います。

だんだん時間もたちますから、それでは直接この法案そのものの中身についてではございせんが、関連をしまして四項目ばかり簡単に伺いたいと思います。

第一は、この基金の財源です。これはトン当たり四十円徴収というふうに考えてよろしゅうございまいしょうか。というのは、事業主側はそれらの点についてまだ釈然としないようございします。そのことと、それから本年度、この基金に対する事務費の補助七百万円というものが予算に組まれておりますが、来年度以降は事務費補助はどういうことになっていくのか。

それから、私はやはりこれが一種の社会保障制度として安定的に確立をされるためには、厚生年金に對して国が二〇%ないし二五%給付の補助をしておりまうように、やはりこの鉱業年金に對しましても一定割合の給付補助をすべきだ。これはねばり強く今後とも主張し続けるつもりでございしますが、これについての厚生省としてのお考えは、いかなるものであるか、これらをお答え願いたい。

○伊部政府委員 この年金制度の財源として、トン当たり四十円程度ということが有澤小委員会の考え方に示されておるのでございまして、先ほど有澤小委員会の答申を尊重すると申し上げた趣旨でこの点は御了承いただきたいと思います。

それから事務費につきまして、今年度事務費の一部として七百万円の補助を計上いたしましたのでございしますが、明年度以降につきましてもやはり引き続き事務費の補助をするより要求をいたしたいと考えております。

それから、一種の社会保障として国庫負担をすべきではないかという御議論でございしますが、この点につきましても、実は先ほど来申し上げておりますように、厚生年金基金という他産業におきまます仕組みを石炭では利用できない。そこで石炭の産業の置かれておる状況も考慮しつつ、かような制度を別個に考えたのでございまして、その意味におきましては、やはり国庫負担というものがここに入ってくるということは他産業との均衡上どうも適当ではないのじゃないか。また厚生年金におきまして坑内夫は実期間が三分の四倍されておる、あるいは支給開始年齢が五歳若いといったようなことから、実質的には、年金現価で申しますと約倍程度の優遇を受けておるのでございまして、さらに国庫負担におきましても、一般の二割に對して二割五分というところで、つまり全体で受けておるのでございまして、そういう点も考慮いたしまして、他産業との均衡上やはり国庫負担という形は適切ではないのではないかと。ただし、石炭産業の置かれておる現状にかんがみまして、かようなトン当たり四十円等の負担が負担できまうような全体的な石炭対策が円滑に進みますように、その点につきましても、厚生省としても通産省あるいは関係省にも十分お願いもし、協力もし、努力もしてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○井上(亮)政府委員 今回炭鉱労働者につきまして特別年金制度の設置をお願いいたしておるわけでございしますが、この年金制度をつくるにあたりましては、私ども、厚生省とも二年くらいにわたりましたいろいろお打ち合わせを続け、特に昨年石炭鉱業審議会の答申をいただき、政府で閣議決定をしまして以来、精力的に話し合いを詰めてまいったわけでございしますが、その過程で経営者及び労働組合等とも相当突っ込んだ打ち合わせをして、今日の体系に一応関係者の同意のもとにまとめ上げたわけでございします。ただ、まづめるに際しまして、経営者側はこのトン当たり四十

十円の負担ということ今日の石炭産業の事情からしまして相当過重な負担である。本来ならばこの負担は今日の石炭鉱業の現状からは支出ができません。したがって経営者側としては、制度としてはこういう制度がぜひ必要である、炭鉱労働者の定着政策のために制度はぜひ必要である、しかし、遺憾ながら負担が過重であるという意見がありまして、石炭鉱業審議会の年金小委員会におかれましては、あるいは政府に對する陳情として、この四十円につきましても、補助制度を設けてくれという条件つき賛成というような経緯があったことは事実でございします。政府に對しましても、そのような陳情と申しますか申し入れをいたしますが、これがあつたわけでございします。年金小委員会に對してもそういう申し出がございしました。ところで、石炭鉱業の苦しい実態は諸先生皆さん御承知のこととございしますが、この補助制度というものは、政府部内で相当長い間かかりましていろいろ検討したわけでございします。厚生省とも打ち合わせし、大蔵省とも打ち合わせしたわけですが、今日の政府関係の意見といたしましては、直接補助はなかなかむずかしい、やはり石炭産業に對する全体としての助成の中でこれを配慮して助成するといふ、いわば間接補助的な方式が妥当ではないかというような考え方にたどりまうたおるわけでございします。これに對して石炭業界は、間接補助では、今日の補助体系のもとにおきましても平均的に収支が償う程度に助成金をもらつておるものである、そうなりますと、平均以下の収支の悪い企業においては依然として赤字状態でございます。ところがこの年金制度は強制的でございますから、赤字であつても何とか捻出しなげざいますから、こういうことになりましたので、なればいけない、こういう意見が今日あることは事実です。私どもとしましては、政府の従来の考え方、それから石炭業界の実情、これをよく見まして、今後この負担対策につきましてもさらに研究さしていただきたいと思います。

○八木(昇)委員 いま石炭局長から御答弁があり

ましたように、業界筋ではそういう直接補助制度というものにしてもらいたいという要望が非常に強いわけですが、私は、これはいまの石炭業界の実情からしてしごくもつともな要望だと思ひます。現在石炭対策のためにいろいろな政府の資金が出ておりますけれども、やはり基本的には企業が救済する形のもので、ところがこの基金制度というのは、金は事業主に出さず性格のもので、本質的には労働者を救済するという性格のもので、それから、石炭企業にある程度国が補助をしてゐるからということをもつてすげえかえりというのでは私はいけません。これが社会保障制度といふためには、すべて企業側の負担で――私はそうとは思ひません。特に石炭企業の実情が実情でありますだけに、ぜひ今後そういう業界筋の意向等も十分にしんじやくされるように希望する次第でございします。

次に、時間ありませんから具体的にあと三、四点を端的に伺ひます。過去勤務の通算は十五年間は通算するといふ、厚生省のお考えでありますか、というところは、現在より十五年前――昔です、ね、までの分を見る、こういうことなのか。たとえばいまから二十五年前に炭鉱に入つて七年つとめた、それから軍隊なんか行つて現役志願して職業軍人になつておつた、その期間が七年あつた、八年あつた、歸つてきてまた炭鉱に戻つた、そういうようなわけで過去に炭鉱に勤務した期間は十五年以上になるけれども、現在から十五年以前からずうと十五年間勤務したわけじゃない、こういう事情の人がたくさんあるわけですから、そこで過去十五年間分を通算するといふのはどういう意味か、それをお答え願ひたい。

○伊部政府委員 御指摘のとおり、飛び飛びでもよろしい、十五年の累計である、つまり厚生年金保険における第三種被保険者としての期間であるといふぐあいにお考えいただければけっこうだと思ひます。

○八木(昇)委員 老齢年金の給付額は、定額として、たとえば坑内夫の場合は発足後実働五年の者



けじやございせん。一般的に問題になつておつた問題について伺います。

さきの法改正で労災保険の一時金が年金化したわけですね。これに伴つて、業務上の事故によつて労災保険から給付を受けたときの厚生年金等の六年間の支給停止措置を廃止して、労災保険給付と厚生年金等の給付が併給されるようになったわけでございますけれども、その改正の際に、すでに労災保険から一時金による補償を受けておる者についてはなお従前どおりに六年間支給が停止されておるといふ実情にあるわけですね。この点については何らかの改善措置をぜひとつてやつてもらいたいといふかねての熱烈なる要望がございまして、この点についていかなる措置を講じようとしておられるか。いま国民年金の改正法案が提案されておるといふふうに聞いておりますが、それによつて改正をされるかどうか、その点をお伺いいたします。

○伊都政府委員 昨年二月に施行されました労災保険の改正によりまして労災保険が年金化されました。これに伴ひまして厚生年金の六年間支給停止という制度はやめられまして、直ちに厚生年金は支給する、ただし厚生年金があるいは国民年金が支給されるというところを踏まえて労災の給付のほうをいゝはへこますという仕組みになつたのでございまして、現行におきましては労災と厚生年金あるいは国民年金が併給されておるのでござい

ます。改正前はどうかとなつておつたかということでございますが、改正前は労災保険で業務上の傷害あるいは死亡につきまして一都年金化したところもございまして、原則としては一時金として支給をする。そこで一時金として相当多額な金が支給されるということもございまして、六年たつて初めて厚生年金が支給される。そこで厚生年金と労災とはそういう形で改正前はいわば調整されておつた。改正後は並行的に調整をする、改正前は時間的に調整する、こういふ形であつたのでござい

うことで厚生年金が出ておるわけでございますが、それ以前に、昨年の二月一日以前六年間の間に事故があつた方々につきましては、労災による一時金は支給をされておるのでございましてけれども、厚生年金等は六年間経過するまでは支給停止になつておるといふことでござい

ます。これにつきまして、理論的に申しますと調整の形を変えただけでございまして、それで済んでおるのだという議論も相当強かつたのでござい

ます。一方現に二月一日以降の災害の方が厚生年金の支給を受けておる。しかもその間に厚生年金の大幅な改正が行なわれておるわけ

でございます。その国民年金法の改正案の附則に

の四派共同提案にかかる決議をいたしたい旨の申し出があります。

この際、提案者に趣旨の説明を求めます。三原朝雄君。

○三原委員 まず自民、社会、民社、公明、四党共同提案にかかる石炭鉱業再建対策の推進に関する件について決議文を朗読いたします。

石炭鉱業再建対策の推進に関する件(案)(四十二年七月)

石炭鉱業の抜本的安定対策については、先に行なわれた石炭鉱業審議会の答申の趣旨に従つて、特別会計を設置するなど本格的に実施する運びとなつたが、現下の石炭鉱業をとりまく客観的情勢は答申当時よりさらに緊迫の度を加えており、他面最近における国際情勢からみても国内エネルギー資源の確保の必要性は一層増大してゐる。

かかる実情にかんがみ、政府は、石炭鉱業の長期安定と資源の合理的開発を図るため、企業の再編、需要の確保、電力用炭を中心とする販売機構の一元化などの基本問題について検討すべきである。

さらに当面、次の諸点につき適切な施策を講ずべきである。

一、需要の確保について

一般炭需要の予想以上の減退と貯炭の増加の傾向にかんがみ、電炭石炭火力八基(既計画五基を含む)、共同火力の増設等を積極的

に推進することにより政策需要の確保対策を強化するほか、燃焼器具の改良、普及、セントラル・ヒーティングの推進等により暖房用炭の需要の確保に努めること。

二、経営の安定と生産体制の近代化の促進について

肩代わり措置の実施以後における石炭企業の経営基盤の安定と生産体制の近代化を図るため、安定補給金、炭層探査および坑道掘進の補助、機械貸与及び機械利用の効率的運用を図るための措置等の諸施策を強化すること。

三、原料炭の供給の確保について

原料炭需要の増大に対処するため、原料炭の新鉱開発の促進等出炭体制を強化すること。

四、流通面の合理化について

電力、鉄鋼用炭の需要の増大、輸送距離の遠隔化等の事態に対処するため、石炭専用船の建造を引き続き実施するとともに、港湾施設の一層の整備、スラリー輸送の実現等を推進すること。

五、鉱区調整の推進について

石炭の計画的生産を図るため、鉱区の調整を積極的に推進するとともに、所要の法的措置を検討すること。

六、技術開発の推進について

技術開発体制の強化を図るとともに特に石炭資源の有効活用と石炭需要の積極的確保に資するため新技術の研究、開発及び企業化を強力に推進すること。

七、金融対策について

最近の石炭鉱業における金融の逼迫化にかんがみ、その円滑化を図るとともに、特に中小炭鉱について特段の措置を講ずること。

八、保安の確保について

保安対策については、人命尊重の基本の上に立つて監督指導体制の強化、保安教育の徹底、保安施設の整備、保安技術及び機器の開発普及等の措置を講ずることにより、保安の確保に万全を期すること。

九、労働力の安定的確保について

最近における労働事情にかんがみ、若年労働力の確保と雇用の安定を図るため、労働条件の改善、技能者の養成、福利施設の充実等をさらに積極的に推進すること。

一〇、鉱害対策について

鉱害賠償を総合的、計画的に推進するため、強力な統一賠償機関を設けること。その際、有資力賠償義務者に一定の納付金を課する。

なお、鉱害裁定の公正を期するため第三者機関を設けること。

一一、産炭地域振興対策について

産炭地域の振興については、第二次五ヶ年計画を早急に実施するとともに、企業誘致を促進するため、土地造成に対する助成、工場貸与制度の拡充等の施策を推進すること。

地方公共団体の財源の充実を図り計画事業については、財政援助措置を改善するなど負担軽減対策を推進すること。

産炭地域における生活環境の実情にかんがみ、教育施策の充実を図ること。

右決議する。

衆議院石炭対策特別委員会

以上でございますが、各項目の内容説明は、四党共同提案でもあり、懇談会などにおいて検討されたとおりでありますので、省略いたしますが、どうか各位の御賛同をお願いいたします。

○多賀谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○多賀谷委員長 これより三原朝雄君外八名提出の、石炭鉱業再建対策の推進に関する件を本委員会の決議とすべしとの動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○多賀谷委員長 起立総員。よって、動議のごとく石炭鉱業再建対策の推進に関する件を本委員会の決議とすることに決しました。

ただいまの決議について政府の所見を求めます。菅野通産大臣。

○菅野通産大臣 ただいまの御決議に対しまして

は、政府としても、御趣旨を尊重してその実現に努力してまいりたい所存であります。

○多賀谷委員長 なお、本件の政府への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

昭和四十二年七月十一日印刷

昭和四十二年七月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局